

情 個 審 第 2 号

令和2年4月10日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 根本 信義

行政文書開示決定等に対する審査請求について（答申）

令和元年7月2日付け政調諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定市立中学校の生徒が死亡した件に関する文書」開示決定等に係る審査請求事案

(情報公開諮問第182号)

(情報公開答申第155号)

- (2) 平成31年3月28日、実施機関は、別表1から別表3までの「行政文書の名称」欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、平成31年3月28日付けで、前回処分2を取り消して、別表1の文書1及び文書2の文書について開示決定（以下「本件処分1」という。）を、別表2の文書3から文書16までの文書について部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、及び前回処分3を取り消して、別表3の文書17から文書22までの文書について同表「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする不開示決定（以下「本件処分3」という。）を行い、本件処分1については平成31年3月28日付け政調指令第1号（以下「本件通知書1」という。）により、本件処分2については同日付け政調指令第2号（以下「本件通知書2」という。）により、本件処分3については同日付け政調指令第3号（以下「本件通知書3」という。）により、審査請求人に通知した。
- (3) 令和元年5月15日、実施機関は、本件通知書2により通知した本件処分2を取り消し、別表2の文書3から文書16までの文書の同表「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分4」という。）を行い、令和元年5月15日付け政調指令第1号（以下「本件通知書4」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年4月9日、審査請求人は、本件処分1、本件処分2及び本件処分3の取消しを求めて、また、令和元年5月20日、本件処分4の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

令和元年5月28日、実施機関は、上記の各審査請求に係る審理手続を併合することとし、同日付でその旨を審査請求人に通知した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分1、本件処分2、本件処分3及び本件処分4（以下これらの処分（本件処分2を除く。）を「本件各処分」と総称する。）を取り消し、また、請求の対象となる行政文書を特定した上で、不開示とされた部分については、実施機関の職員の自宅住所以外を全て開示するとの決定を求める。

さらに、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は対象文書を情報公開の適用除外若しくは「解釈上の不存在」と判断することが違法である。本件いじめ自殺事案に関する文書が本件処分1、本件処分2、本件処分3及び本件処分4で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられない。

イ 不開示部分は、職員の自宅住所を除き、条例第7条各号のいずれにも該当しないか、仮に同条各号のいずれかに該当したとしても、同条各号ただし書の全てに該当する。

ウ 不開示部分は、職員の自宅住所を除き、いずれも条例第9条に該当する。

エ 国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見、苦情、問合せ等をしてきたのであれば、当該行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり、その氏名は、公務員の職務遂行情報に当たる氏名である。

また、連絡先や住所も事務所や議員宿舍等のものであれば公表慣行があり、条例第7条第2号に該当しないか、仮に同号に該当したとしても同号のただし書の全てに該当する。

一般市民からの問合せについては開示すべきでなくとも、本件いじめ自殺事案の重大性から、政治家が問合せをすることも十分に考えられ、当該場合には、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）の規定からも政治家としての公務であり、プライベートには当たらない。

オ 本件処分1には、審査請求を行うことができる旨の教示が無く、また、本件処分2、本件処分3及び本件処分4には、不開示理由の付記に不備があることから、各処分は取消しを免れない。

(2) 反論書における主張について

ア FAXによる反論書の提出を認めないことが行政不服審査法に違反することについて

郵送や持参に係る金銭的・時間的な負担を考慮し、同法第1条の規定（簡易な救済）並びに条例の趣旨及び目的に鑑み、FAXによる反論書の提出を認めるべきである。

イ 行政文書の特定

本件いじめ自殺事案に係る県議会宛ての抗議、意見、要望等の電子メール、手紙、FAX、電話、来庁の応対時の記録等が特定されておらず、

請願や陳情の文書も特定されていない。

また、配布資料は、議員にのみ配布されたもの、傍聴者にのみ配布されたもの、両方に配布されたものなど、一切を特定すべきである。

ウ 不開示部分の不開示理由の非該当性について

- (ア) 職員番号については、公務員の職務遂行のために割り振られた番号であるから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。
- (イ) 職員のメールアドレスについては、開示された行政文書からして明らかにプライベートのものではなく、公務員として職務遂行上使用するものであるから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。
- (ウ) 県民相談のメールの問合せ内容及び橋本県知事宛て書簡については、個人が特定される記述を不開示とした上で、その余の内容を条例第8条第2項の規定により部分開示すべきである。
- (エ) 文部科学省からの見解、連絡及び回答については、条例に前例がないものや異例なものを不開示とする規定は存せず、そもそも、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく検証自体が前例のないものであるからこそ、他の自治体において参考にされるものであるから、公開される情報として扱うべきである。

また、文部科学省の見解については、途中経過ではなく、文部科学省から発出された時点で確定した見解であり、途中経過を回答することではない。

本件いじめ自殺事案の重大性に鑑みても、こうした情報を開示することが情報公開及びいじめ防止対策推進法の精神に合致するものである。

したがって、当該情報のような情報こそ開示することが条例の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しない。

- (オ) 顧問弁護士への相談結果並びに顧問弁護士の案及びコメントについては、弁護士のノウハウに関するものではなく、顧問契約に基づいて意見をすることが弁護士の義務であるから、開示しても、率直な意見や踏み込んだ意見をしなくなるおそれはない。むしろ、顧問弁護士の見解を開示することが情報公開の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しない。

また、争訟に発展した場合であっても、いじめ自殺の隠蔽がなされたという本件いじめ自殺事案の性質や、従来、いじめに関して自治体の顧問弁護士たちが隠蔽に終始してきたことも考慮すると、不開示部分は、いかにしていじめがなかったことにできるかを意見した高度の蓋然性がある。

さらに、情報公開は、証拠資料が行政にほぼ独占されているという不均衡を崩すためにも利用されるものであるから、県の当事者としての地位を不当に害するおそれもなく、条例第7条第6号イには該当しない。

- (カ) 県内部での検討案の前提となる事項並びに遺族及びその代理人とのやりとりに関する情報は、条例第15条各項の手続を行った上で判断すれば十分であり、遺族等から開示に反対する意見書が出されていないこと及び遺族が積極的にマスメディア等で本件いじめ自殺事案に関する情報を公表していることに鑑みれば、条例第7条第6号に該当しない。

また、県内部での検討等に関する情報については、いじめ防止対策推進法に基づいて遺族側に提供しなければならない情報であることから、遺族側に提供していないことをもって不開示理由に該当すると判断することは許されない。言い換えれば、当該情報を遺族側に提供していないことがいじめ防止対策推進法違反であり、そのことによって既に遺族側との信頼関係が崩れ得るものであり、その事実を隠蔽することが社会正義並びに情報公開の趣旨、目的及び効果に照らして違法であることは明らかであり、条例第7条第6号に該当しない。

- (キ) 実施機関が参考にした他の自治体名、報酬総額等については、当然に主権者に開示すべきものである。そもそも当該経費は、各自治体における財務会計上の行為等として、住民監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開される情報として取り扱われるべきものである。公金支出や積算根拠の情報が不開示とされてしまうとオンブズマン活動に著しい支障を来すことが避けられず、実施機関や参考自治体における民主主義は停滞を免れない。県政における民主主義を守るこそが県の最も基本的かつ最低限の責務である。

また、実施機関は、当該情報を地方公共団体として外部に公にしないという前提があることを証明していないし、たとえ証明されたとしても、他の地方公共団体も同様にいじめを隠蔽しているのであるから、いじめを隠蔽する者同士の隠蔽し合いを容認することは公序良俗に反する。

したがって、条例第7条第6号に該当しない。

- (ク) 本件いじめ自殺事案を引き起こしたのは、いじめを放置した教育行政であることを忘れてはならない。本件のような場合にさえ公益上の理由による裁量的公開を実施しないのならば、条例第9条による公開実施の機会が存在しなくなってしまう。子どもの尊厳を守るため、不

開示とされた情報を開示することにこそ情報公開制度の意義があるの
であるから、公益上の理由による裁量的公開を実施すべきである。

(ケ) 議員本人からの問合せでなくとも、公務員である公設秘書や、その
他公務員からの職務としての問合せ等であれば、条例第7条第2号に
該当しないか、該当するとしてもただし書アイウ全てに該当する。

エ 平成31年2月28日付け答申について

本来は、前回の平成31年2月28日付け答申により、不開示部分の
不開示理由該当性についての判断が示されるべきであったし、不開示理
由の付記の不備により職権取消しがあったことも、少しでも情報開示を
遅くすることが目的であるか、その効果が発生させたものというべきで
ある。

実際に、国や他の自治体は、理由付記の不備により処分を取り消すべ
きであっても、文書の特定や不開示箇所の開示の判断について争ってい
る場合、審理関係人に十分な弁明と反論を尽くさせた上で、当該判断に
ついては答申しており、そのようにすべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において「文書の探索が不十分であるか、また
は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法
である。本件いじめ自殺事件に関する文書が、本件処分で特定されたもので
尽くされているとは到底、考えられない。」と主張している。

まず、「文書の探索」については、本件請求時の担当課であった政策審議
室と関係課において探索を行ったものであり、さらに、平成29年12月2
1日付け審査請求時に再度探索を行ったが、平成29年12月1日付けの前
回処分1、前回処分2及び前回処分3で特定した行政文書以外の存在を確認
することはできなかった。

次に、条例の「適用除外」になる行政文書については、条例第35条にお
いては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第4
2号。以下「情報公開法」という。）が適用除外となる行政文書は条例の適
用除外となることを定めている。

当該規定は、国の取扱いにならぬ、個別の法律の定める制度において、文
書等の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合
には、当該制度に委ねることが適当であるとの観点から、情報公開法の適用
除外措置がとられている文書等については、条例の規定を適用しないこととす

るものである。

いじめ防止対策推進法で情報公開法の規定を適用しないとする定めはなく、条例第35条の規定により適用除外とした文書等は存在しない。

さらに、「解釈上の不存在」については、条例第2条第2項に定める行政文書の要件を満たしているにもかかわらず、要件を満たさないとして条例の対象から除外することを指していると思料するが、行政文書の要件を満たしているにもかかわらず条例の対象から除外した文書等は存在しない。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件処分3及び本件処分4において、条例第7条第2号に該当することを理由として不開示とした情報は、本件処分4において不開示理由を別記1該当とした情報及び不開示理由を別記5該当とした情報並びに本件処分3において不開示理由を別記2該当とした情報である。

ア 条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。その上で、同号ただし書の情報については、開示することとしている。

イ 本件処分4において不開示理由を別記1該当とした情報は、「職員番号」、「自宅住所」、「旅行経路の一部」、「職員のメールアドレスの一部」、「送信者の氏名」及び「メールアドレス」である。これらの情報は、特定の個人である実施機関の職員等を識別できる情報であるため、同号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

ウ 本件処分4において不開示理由を別記5該当とした情報及び本件処分3において不開示理由を別記2該当とした情報は、「問合せ内容」及び「橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）」である。これらの情報は、本件いじめ自殺事案に関して県に問合せを行った個人に関する情報であって、その内容は、個人的人格と密接に関係し、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号本文に該当する。また、公にする慣行があるとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから、不開示と

すべき情報である。

(2) 条例第7条第6号該当性について

本件処分3及び本件処分4において、条例第7条第6号に該当することを理由として不開示とした情報は、本件処分4において不開示理由を別記2該当とした情報、不開示理由を別記3該当とした情報、不開示理由を別記4該当とした情報及び不開示理由を別記6該当とした情報並びに本件処分3において不開示理由を別記1該当とした情報である。

ア 条例第7条第6号では、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 本件処分4において不開示理由を別記2該当とした情報は、「文部科学省の見解」、「文部科学省の連絡事項の一部」、「相談結果」及び「文部科学省からの回答の一部」である。これらの情報は、本件いじめ自殺事案に係る県の対応について、文部科学省に相談した際の情報で、今回の事案は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で、県が調査を行うことが可能かどうかを相談したものであり、前例のない異例の相談である。そのような相談に対応した文部科学省の担当者の見解等は、当然、途中段階のものであり、精査されたものではない。当該情報を公にすると、今後、県から文部科学省等の国の機関に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまう。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同号に該当し、不開示とすべき情報である。

ウ 本件処分4において不開示理由を別記3該当とした情報は、「相談結果」及び「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」である。これらの情報は、本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、法的問題等を相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から顧問弁護士に相談する際に、顧問弁護士の有する知識・ノウハウに基づいて率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまう、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、争訟に発展した場合には、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同号に該当し、不開示とすべき情報である。

エ 本件処分4において不開示理由を別記4該当とした情報は、「検討案

の前提となる事項」及び「遺族側への回答についての一部」である。これらの情報は、本件いじめ自殺事案に係る遺族とのやりとりをするにあたっての県内部での検討等に関する情報である。これは、交渉の事務の一部に当たる情報であって、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業を行う場合において、事務又は事業の完了後に公になることが分かると、県民等との信頼関係が失われ、協力を得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同号に該当し、不開示とすべき情報である。

オ 本件処分4において不開示理由を別記6該当とした情報は、「他県の状況」である。この情報は、本件いじめ自殺事案に係る調査委員会の経費を積算するに当たり、他県の状況を聞き取った情報であるが、当該情報は、同じ地方公共団体として外部には公にしないという前提の下、業務上の必要性を考慮の上、他県の担当者から任意で提供されたものである。これを公にすると、他県との信頼関係を失い、今後、他県から情報を得たいときに、必要な情報を直ちに得られなくなってしまう。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同号に該当し、不開示とすべき情報である。

カ 本件処分3において不開示理由を別記1該当とした情報は、「申入書（平成29年7月11日）」、「意見書（平成29年7月21日）」、「遺族側との打合せ①結果」、「遺族側との打合せ②結果及び資料」及び「遺族側との協議結果（電話及びFAX）」である。これらの情報は、遺族及びその代理人とのやりとりに関する情報であり、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業を行う場合において、事務又は事業の完了後に公になることが分かると、県民等との信頼関係が失われ、協力を得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

よって、県の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同号に該当し、不開示とすべき情報である。

3 本件処分2に対する審査請求について

本件処分2の効果は、本件処分4により消滅し、また、他に本件処分2を理由に審査請求人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令等の規定はないことから、審査請求人は、当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有しているとは認められない。

したがって、審査請求人は、不服申立適格を有していないというべきであ

り、当該審査請求は不適法なものである。

4 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）該当性について

審査請求人は、審査請求書において「不開示部分は、職員の自宅住所を除いて、いずれも、条例9条に該当する。」と主張しているが、条例第9条に定める公益上の理由による裁量的開示は、保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものである。今回、本件処分3及び本件処分4において不開示とした部分を開示することが、公益上特に必要があるとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において「国会議員，都道府県議会議員，市区町村議会議員等の政治家が意見・苦情・問い合わせ等をしてきたのであれば，その行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり，その氏名は公務員の職務遂行情報の氏名であり，連絡先や住所も事務所や議員宿舎等のものであれば公表慣行があり，条例第7条2号には該当しないか，たとえ該当したとしても，ただし書アイウ全てに該当する。一般市民からの問い合わせについては開示すべきでなくとも，本件いじめ自殺事件の重大性から，政治家が問い合わせをすることも十分に考えられる。そのような場合は，政治資金規正法の規定からも，政治家としての公務であり，プライベートには当たらない。」と主張しているが，国会議員，他都道府県議会議員，市区町村議会議員等の政治家から意見等が来た事実はなく，茨城県議会議員からの意見・問合せ及びそれに対する対応については，前回処分1で開示しているとおりである。

また，審査請求人は，その他種々主張しているが，不開示情報の該当性については上記2のとおりであり，審査請求人のその他の主張は認められない。

6 結論

以上のとおり，本件各処分は，条例の規定に基づき適正に行ったものであるから，本件審査請求については，棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

審査会は，本件諮問事案について審査した結果，次のように判断する。

なお，本件処分2に対する審査請求は不適法なものであり却下されるべきであると認められるから，本件処分2の妥当性については判断しない。

1 本件各処分に係る行政文書の特定について

本件請求は、上記第2の1の内容が記載された文書一切の開示を求めたものである。

実施機関は、本件行政文書を特定し、本件各処分を行ったのに対し、審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と主張しているので、以下では、まず、行政文書の特定の妥当性について検討する。

(1) 本件請求の対象となる文書等について、条例の適用除外と判断することが違法であるとの審査請求人の主張に対し、実施機関は、いじめ防止対策推進法で情報公開法の規定を適用しないとする定めはないことから、条例第35条の規定により適用除外とした文書は存在しないと主張している。

当審査会で確認したところ、同条では、個別の法律の規定により情報公開法の規定が適用されないこととされている文書等については、条例の規定を適用しないとされているところ、いじめ防止対策推進法において情報公開法の規定を適用しないとの規定は、存在しない。

よって、実施機関の主張は、妥当であると判断する。

(2) また、審査請求人が、本件請求の対象となる文書等について、文書の探索が不十分であり、また、条例に規定する行政文書に当たらないと解釈することが違法であると主張しているのに対し、実施機関は、特定した行政文書以外の存在を確認することはできず、また、条例に規定する行政文書の要件を満たしていながら条例の対象から除外した文書等は存在しないと主張している。

当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、行政文書の特定の経緯について確認させたところ、実施機関から、次のとおり説明があった。

ア まず、本件請求時には、担当課の執務室内の書庫に保存している文書及び執務で使用するハードディスクに保存している電磁的記録について、探索を行うとともに、関係課等に探索を依頼し、対象行政文書を特定した。

次に、平成29年12月21日付け審査請求時には、改めて、他にも関係課等があるかどうか検討するとともに、担当課執務室内の書庫等の探索を行ったが、当該行政文書以外の存在を確認できなかった。

イ 審査請求人が主張する県議会宛ての抗議、意見、要望等の電子メール、請願等の文書については、仮に存在しているとしても、それらの文書は、県議会が保有する文書であり、実施機関が保有するものではない。

(3) 当審査会において、上記(2)ア及びイの実施機関の説明について検討したが、実施機関の行政文書の探索の範囲及び方法が不十分であるとは認められなかったほか、それらの説明には、特段不自然又は不合理な点は認

められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

(4) 以上のことから、実施機関が別表1、別表2及び別表3の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を特定したことは妥当であると判断する。

2 本件処分3の開示・不開示の判断の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

当審査会で見分したところ、橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）（文書19）は、本件いじめ事案に係る橋本県知事宛てに郵送された書簡であり、当該書簡には発信者の意見や感想等が記載されており、個人の人格と密接に関係するものであることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

審査請求人は、橋本県知事宛て書簡については、個人が特定されるような記述を不開示とした上で、その余の内容を条例第8条第2項の規定により部分開示すべきであると主張しているところ、橋本県知事宛て書簡に記載された内容が個人の人格と密接に関係することは上記のとおりであり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められることから、部分開示することはできない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 申入書（平成29年7月11日）及び意見書（平成29年7月21日）（文書17及び文書18）

当審査会で見分したところ、申入書（平成29年7月11日）及び意見書（平成29年7月21日）は、本件いじめ事案を調査する調査委員会の設置に係る遺族側から県の機関に提出された申入書等（以下「遺族側申入書等情報」という。）であると認められる。

審査請求人は、遺族側とのやりとりに関する情報については、遺族側から開示に反対する意見書が出されていないこと、遺族側が積極的にマスメディア等で情報を公表して活動していることなどに鑑みると条例第7条第6号に該当しないと主張しているので検討する。

一般的に、県の機関に提出される申入書等には、本件のような自己の要望を伝える文書だけではなく、例えば自己の利益とは関わりのない県行政に係る情報を提供する趣旨で提出する申入書等もあり、こういった申入書等に対しては、その後に提出者からの協力を得ながら必要な調査を行うことが想定される。また、このような申入書等の内容は公開されておらず、提出者は申入書等の存在や内容が公になることはないという認識の下で提出をしているものと認められる。

それにもかかわらず、遺族側申入書等情報を公にすることになれば、内容等が公にされることはないという認識の下に申入書等を提出する者に対しては、自らの意図に反してそれらが公開され得るとの印象を与えるおそれがある。

それにより、県に対する情報提供の萎縮や県との信頼関係の喪失等に繋がり、調査に必要な県民等の自発的な協力による正確な情報の把握ができなくなり、県民等の協力を得て行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、遺族側申入書等情報は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

イ 遺族側との打合せ①結果、遺族側との打合せ②結果及び資料並びに遺族側との協議結果（電話及びFAX）（文書20、文書21及び文書22）

当審査会で見分したところ、遺族側との打合せ①結果、遺族側との打合せ②結果及び資料並びに遺族側との協議結果（電話及びFAX）は、本件いじめ事案を調査する調査委員会の設置に係る県の機関と遺族側との協議結果等（以下「遺族側との協議結果等情報」という。）であると認められる。

審査請求人は、遺族側とのやりとりに関する情報については、遺族側から開示に反対する意見書が出されていないこと、遺族側が積極的にマスメディア等で情報を公表して活動していることなどに鑑みると条例第7条第6号に該当しないと主張しているので検討する。

一般的に、県の機関と協議等を行う相手方には、本件のような自己の要望に係る協議等を行う者だけでなく、例えば自己の利益とは関わりのない県行政に係る情報を提供する趣旨で協議等を行う者もおり、こういった協議等においては、継続して相手方の協力を得ながら必要な調査を行うことが想定される。また、このような協議等の結果は公開されておらず、協議をする者は当該協議等の結果が公になることはないという認識の下で協議等を行っているものと認められる。

それにもかかわらず、遺族側との協議結果等情報を公にすることになれば、協議等の結果が公にされることはないという認識の下に協議をする者に対しては、自らの意図に反してそれらが公開され得るとの印象を与えるおそれがある。

それにより、県に対する情報提供の萎縮や県との信頼関係の喪失等に繋がり、調査に必要な県民等の自発的な協力による正確な情報の把握ができなくなり、県民等の協力を得て行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、遺族側との協議結果等

情報は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

3 本件処分4の開示・不開示の判断の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 職員番号（文書3，文書8，文書11，文書13，文書14及び文書16）

職員番号は、実施機関の職員ごとに割り振られた番号であることから、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、職員番号について、公務員が職務遂行のために割り振られた番号であるため、同号ただし書ウに該当すると主張しているので検討する。

同号ただし書ウは、条例第7条第2号本文に該当する特定の個人を識別することができる情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報を開示しなければならないとしているところ、職員番号は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではないことから、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報であるとはいえず、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

また、職員番号が同号ただし書ア及びイに該当する事情は認められない。

イ 旅行経路の一部（文書8，文書11，文書13及び文書14）

当審査会で見分したところ、旅行経路の一部は、旅行命令票に記載された、実施機関の職員が目的地まで旅行する際の旅行経路のうち、自宅からの最寄り駅又は最寄りバス停に係る情報（以下「最寄り駅等情報」という。）であると認められる。

当該旅行命令票で職員の氏名が開示されていることから、最寄り駅等情報は、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

ウ 職員のメールアドレスの一部（文書12）

職員のメールアドレスの一部は、実施機関の職員ごとに割り振られたメールアドレスのうち、職員固有の部分であることから、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、職員のメールアドレスについて、開示文書からして明らかにプライベートのものではなく、公務員として職務遂行上使用する

ものであるから、同号ただし書ウに該当すると主張しているので検討する。

同号ただし書ウは、条例第7条第2号本文に該当する特定の個人を識別することができる情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報を開示しなければならないとしているところ、職員のメールアドレスの一部は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではないことから、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報であるとはいえず、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

また、職員のメールアドレスの一部が同号ただし書ア及びイに該当する事情は認められない。

エ 送信者の氏名及びメールアドレス（文書12）

当審査会で見分したところ、送信者の氏名及びメールアドレスは、本件いじめ事案の問合せのために実施機関に送信された電子メールに記載された送信者の氏名及びメールアドレスであると認められる。

送信者の氏名及びメールアドレスは、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

オ 問合せ内容（文書12）

当審査会で見分したところ、問合せ内容は、本件いじめ事案に係る電子メールでの問合せ内容であり、上記エのとおり、当該電子メールには送信者の氏名等が含まれており、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、同号ただし書アからウまでに該当する事情は認められない。

審査請求人は、問合せ内容については、個人が特定されるような記述を不開示とした上で、その余の内容を条例第8条第2項の規定により部分開示すべきであると主張しているところ、問合せ内容には、送信者が問い合わせたいと考えた内容等が記載されており、個人の人格と密接に関係するものであることから、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、部分開示することはできない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 文部科学省の見解（文書4、文書6及び文書7）

当審査会で見分したところ、文部科学省の見解には、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等についての県の機関から文部科学省への相談に対

して、同省から示された見解が記載されていると認められる。

審査請求人は、文部科学省の見解について、いじめ防止対策推進法に基づく検証自体が県にとって前例のないものであるため、他の自治体において参考とされるものであり、また、文部科学省から発出された時点で確定した見解であるため、途中段階のものではないことから開示することが条例の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しないと主張しているので検討する。

本件相談は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で県が調査を行うことが可能かを相談したものであり、そのような相談に対応した文部科学省の見解を開示すれば、今後、県から文部科学省等の国の機関に相談する際に、率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、文部科学省の見解は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

イ 文部科学省の連絡事項の一部（文書5）

当審査会で見分したところ、文部科学省の連絡事項の一部には、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等についての県の機関から文部科学省への相談に対して、同省内部で協議した結果等が記載されていると認められる。

審査請求人は、文部科学省の連絡事項の一部について、上記アと同様の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張しているところ、本件相談は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で県が調査を行うことが可能かを相談したものであり、そのような相談に対応した文部科学省の連絡事項の一部を開示すれば、今後、県から文部科学省等の国の機関に相談する際に、率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、文部科学省の連絡事項の一部は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

ウ 検討案の前提となる事項（文書6及び文書7）

当審査会で見分したところ、検討案の前提となる事項には、県の機関が本件いじめ自殺事案に係る調査手法を検討する上で、調査への協力を要する遺族側とのやりとりに先立ち、必要となる遺族側との調整事項等を県の機関内部で検討した情報（以下「調整事項等の事前検討情報」という。）が記載されていると認められる。

審査請求人は、検討案の前提となる事項について、いじめ防止対策推進法に基づいて遺族側に提供しなければならない情報であり、提供しないことによって遺族側との信頼関係が崩れ得るものであるため、条例第7条第6号に該当しないと主張しているので検討する。

通常、調整事項等の事前検討情報には、相手方とのやりとりに当たっての県の機関の対応方針等が含まれていることから、相手方には伝えることのない情報である。そういった情報について、たとえ、相手方とのやりとりが終わった後であったとしても、これが公にされることとなれば、協力を求める相手方と県の機関との信頼関係の喪失等に繋がり、今後、調査に必要な県民等の自発的な協力による正確な情報の把握ができなくなり、県の機関が行う県民等との協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、県内部での検討等の情報については、いじめ防止対策推進法に基づいて遺族側に提供しなければならない情報であると主張しているところ、同法に調整事項等の事前検討情報を遺族側に提供しなければならないという趣旨の規定は存在しない。

よって、調整事項等の事前検討情報は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

エ 相談結果（文書7及び文書10）

当審査会で見分したところ、相談結果には、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等について、県の機関が顧問弁護士に相談した結果等が記載されていると認められる。

審査請求人は、相談結果について、顧問契約に基づいて意見をすることが弁護士の義務であるから、開示しても率直な意見や踏み込んだ意見をしなくなるおそれはなく、開示することが情報公開の趣旨であり、条例第7条第6号に該当しないと主張しているので検討する。

通常、顧問弁護士への相談事案には、一般的な法律解釈が求められる事案だけでなく、一般的な法律解釈を踏まえた上で顧問弁護士の見解が求められる複雑な事案も含まれている。本件相談は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で県が調査を行うことが可能かを相談したものであり、そのような相談に対応した顧問弁護士の見解は、一般的な法律解釈を踏まえた上で、当該顧問弁護士が県の機関に示した見解であると認められる。

そして、そのような見解である相談結果を開示すれば、今後、顧問弁護士に相談する際に率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う顧問弁護士に相談を要する事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、相談結果は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

オ 文部科学省からの回答の一部（文書9）

当審査会で見分したところ、文部科学省からの回答の一部には、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等についての県の機関から文部科学省への相談に対して、同省から示された回答に係る情報が記載されていると認められる。

審査請求人は、文部科学省からの回答の一部について、上記ア及びイと同様の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張しているところ、本件相談は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で県が調査を行うことが可能かを相談したものであり、そのような相談に対応した文部科学省からの回答の一部を開示すれば、今後、県から文部科学省等の国の機関に相談する際に、率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、文部科学省からの回答の一部は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

カ 別紙1の顧問弁護士の案及びコメント（文書10）

当審査会で見分したところ、別紙1の顧問弁護士の案及びコメントには、本件いじめ自殺事案に係る調査手法等について、県の機関が顧問弁護士に行った相談に対して、顧問弁護士から示された調査手法の案及びコメントが記載されていると認められる。

審査請求人は、別紙1の顧問弁護士の案及びコメントについて、上記エと同様の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張しているところ、本件相談に対する顧問弁護士の見解は、県にいじめ防止対策推進法上の権限がない中で県が調査を行うことが可能かについての相談に対する見解であり、一般的な法律解釈を踏まえた上で、当該顧問弁護士が県の機関に示した見解であると認められる。そのような見解である別紙1の顧問弁護士の案及びコメントを開示すれば、今後、顧問弁護士に相談する際に率直な意見や踏み込んだ意見を得られなくなり、県の機関が行う顧問弁護士に相談を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、別紙1の顧問弁護士の案及びコメントは、条例第7条第6号に該当すると判断する。

キ 遺族側への回答についての一部（文書10）

当審査会で見分したところ、遺族側への回答についての一部には、調

整事項等の事前検討情報が記載されていると認められる。

上記ウのとおり，調整事項等の事前検討情報を開示すれば，今後，県民等から必要な協力を得られなくなり，県の機関が行う県民等との協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお，いじめ防止対策推進法に調整事項等の事前検討情報を遺族側に提供しなければならないという趣旨の規定は存在しない。

よって，調整事項等の事前検討情報は，条例第7条第6号に該当すると判断する。

ク 他県の状況（文書15）

当審査会で見分したところ，他県の状況には，本件いじめ自殺事案に係る調査委員会の設置に必要な経費の積算に当たり，県の機関が他の自治体から提供を受けた報酬総額等の情報が記載されていると認められる。

審査請求人は，他県の状況について，実施機関が参考にした他の自治体名，報酬総額等は，各自治体における財務会計上の行為等として住民監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから，当該情報が不開示とされてしまうと民主主義は停滞を免れないため，条例第7条第6号に該当しないと主張しているので検討する。

通常，県の機関に情報を提供した他県は，当該情報が公にされることを想定しておらず，これが公にされることとなれば，他県と県の機関との信頼関係の喪失等に繋がり，今後，他県から必要な情報を迅速に得られなくなり，県の機関が行う他県からの情報提供などの協力を要する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって，他県の状況は，条例第7条第6号に該当すると判断する。

4 条例第9条の該当性について

審査請求人は「不開示部分は，職員の自宅住所を除いて，いずれも，条例第9条に該当する。」と主張しているが，条例第9条に定める公益上の理由による裁量的開示は，不開示とすることにより保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認めるときに，実施機関の高度な行政判断により，行うことができるものであるところ，本件処分3及び本件処分4で不開示としたことにより保護される利益を上回る公益上特別の理由があるとは認められない。

よって，裁量的開示をしなかった実施機関の判断は妥当であると判断する。

5 不開示理由の付記について

(1) 不開示理由の意義及び程度について

開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときは、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条第1項及び第2項の規定により、その理由を書面により通知しなければならないとされている。

これは、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重や合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであるとされている。

そして、実施機関が不開示決定通知書に付記すべき理由の程度については、最高裁判所平成4年12月10日第1小法廷判決においては、「開示請求者において、・・・所定の非開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示理由の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、・・・理由付記としては十分では・・・ない。」とされている。

理由の付記について、審査請求人は、部分開示決定及び不開示決定については理由付記に不備があるため処分の取消しは免れない旨の主張をしているので、以下、上記の不開示理由として付記すべき理由の程度についての考え方を踏まえ、本件通知書3及び本件通知書4に理由付記の不備があるかどうかについて、検討する。

(2) 本件通知書3の不開示理由の付記について

本件通知書3の（別紙）には、行政文書の名称及び開示をしない理由が記載されていることが認められる。

ア 文書19が条例第7条第2号に該当する理由の付記について

(ア) 本号では、個人に関する情報については、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護される利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとされている。

(イ) 本件通知書3の（別紙）の表の「行政文書の名称」欄の「橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）」との記載、「開示をしない

理由」欄の「別記 2」との記載及び欄外の「別記 2 思想、信条等個人の内心や人格等と密接に係る情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。」との記載から、審査請求人において、条例第 7 条第 2 号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書 19 を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

イ 文書 17、文書 18、文書 20、文書 21 及び文書 22 が条例第 7 条第 6 号に該当する理由の付記について

(ア) 本号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が記載されているときには、これを開示しないという規定である。

(イ) 本件通知書 3 の（別紙）の表の「行政文書の名称」欄の「申入書（平成 29 年 7 月 11 日）」、「意見書（平成 29 年 7 月 21 日）」、「遺族側との打合せ①結果」、「遺族側との打合せ②結果及び資料」及び「遺族側との協議結果（電話及び F A X）」との記載、「開示をしない理由」欄の「別記 1」との記載並びに欄外の「別記 1 遺族及びその代理人とのやりとりに関する情報であり、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業において、事務又は事業の完了後に公になることがわかると、協力を得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 6 号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第 7 条第 6 号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書 17、文書 18、文書 20、文書 21 及び文書 22 を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(3) 本件通知書 4 の不開示理由の付記について

本件通知書 4 の（別紙）には、行政文書の名称、開示することができない部分の概要及びその理由が記載されていることが認められる。

ア 文書 3 の「職員番号」等が条例第 7 条第 2 号に該当する理由の付記について

(ア) 文書 3 及び文書 16 の「職員番号」

本件通知書 4 の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の「職員番号」との記載，「その理由」欄の「別記 1 該当」との記載及び欄外の「別記 1 個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため，条例第 7 条第 2 号本文に該当し，同号ただし書のいずれにも該当しないため」との記載から，審査請求人において，条例第 7 条第 2 号本文に該当する理由を，その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって，文書 3 及び文書 16 の「職員番号」を不開示とすべき理由の付記は，不備ではないと判断する。

(イ) 文書 8，文書 11，文書 13 及び文書 14 の「職員番号」，「自宅住所」及び「旅行経路の一部」

本件通知書 4 の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の「職員番号」，「自宅住所」及び「旅行経路の一部」との記載，「その理由」欄の「別記 1 該当」との記載並びに欄外の「別記 1

個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため，条例第 7 条第 2 号本文に該当し，同号ただし書のいずれにも該当しないため」との記載から，審査請求人において，条例第 7 条第 2 号本文に該当する理由を，その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって，文書 8，文書 11，文書 13 及び文書 14 の「職員番号」，「自宅住所」及び「旅行経路の一部」を不開示とすべき理由の付記は，不備ではないと判断する。

(ウ) 文書 12 の「職員のメールアドレスの一部」，「送信者の氏名」及び「メールアドレス」並びに「問合せ内容」

a 「職員のメールアドレスの一部」

本件通知書 4 の（別紙）の表の「開示することができない部分の概要」欄の「職員のメールアドレスの一部」との記載，「その理由」欄の「別記 1 該当」との記載及び欄外の「別記 1 個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため，条例第 7 条第 2 号本文に該当し，同号ただし書のいずれにも該当しないため」との記載から，審査請求人において，条例第 7 条第 2 号本文に該当する理由を，その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって，文書 12 の「職員のメールアドレスの一部」を不開示と

すべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

b 「送信者の氏名」及び「メールアドレス」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「送信者の氏名」及び「メールアドレス」との記載、「その理由」欄の「別記1該当」との記載並びに欄外の「別記1個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため」との記載から、審査請求人において、条例第7条第2号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書12の「送信者の氏名」及び「メールアドレス」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

c 「問合せ内容」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「問合せ内容」との記載、「その理由」欄の「別記5該当」との記載及び欄外の「別記5 本件いじめ自殺事案に関して県に問い合わせを行った個人に関する情報であって、その内容は、個人の人格と密接に関係し、開示されることにより特定の個人を識別することはできないが、当該問合せを行った者の権利利益を害するおそれのある情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第2号本文に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書12の「問合せ内容」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

イ 文書4の「文部科学省の見解」等が条例第7条第6号に該当する理由の付記について

(ア) 文書4の「文部科学省の見解」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省の見解」との記載、「その理由」欄の「別記2該当」との記載及び欄外の「別記2 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、文部科学省に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまうことから、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例

第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書4の「文部科学省の見解」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(イ) 文書5の「文部科学省の連絡事項の一部」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省の連絡事項の一部」との記載、「その理由」欄の「別記2該当」との記載及び欄外の「別記2 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、文部科学省に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまうことから、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書5の「文部科学省の連絡事項の一部」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(ウ) 文書6の「文部科学省の見解」及び「検討案の前提となる事項」

a 「文部科学省の見解」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省の見解」との記載、「その理由」欄の「別記2該当」との記載及び欄外の「別記2 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、文部科学省に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまうことから、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書6の「文部科学省の見解」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

b 「検討案の前提となる事項」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「検討案の前提となる事項」との記載、「その理由」欄の「別記4該当」との記載及び欄外の「別記4 本件いじめ自殺事

案に係る遺族とのやりとりをするに当たっての県内部での検討等に関する情報であり、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業において、事務又は事業の完了後に公になることがわかると、県民等との信頼関係が失われ、協力を得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書6の「検討案の前提となる事項」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(エ) 文書7の「相談結果」，「文部科学省の見解」及び「検討案の前提となる事項」

a 「相談結果」

本件通知書4の(別紙)の表の「その理由」欄の「別記2該当」との記載及び欄外の「別記2 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、文部科学省に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまうことから、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当するため。」との記載があるが、上記3(2)エのとおり、「相談結果」の部分には、県の顧問弁護士に相談した際の結果等が記載されていることから、齟齬があると認められる。

しかし、文書7で開示された部分には、「弁護士に法務相談を行いましたので、その結果について、下記のとおりご報告いたします。」と記載され、また、本件通知書4の「開示することができない部分の概要」欄には「相談結果」と記載されており、さらに、欄外には「別記3 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、法的問題等を県顧問弁護士に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から顧問弁護士に相談する際に、率直な意見や、より踏み込んだ意見を得られないこととなってしまう、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、争訟に発展した場合には、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するため。」という「相談結果」に対応した不開示理由の記載があること

から、審査請求人において、不開示理由を、その根拠とともに了知し得ないとまではいえないことから、文書7の「相談結果」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

b 「文部科学省の見解」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省の見解」との記載、「その理由」欄の「別記2該当」との記載及び欄外の「別記2 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、文部科学省に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまうことから、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書7の「文部科学省の見解」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

c 「検討案の前提となる事項」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「検討案の前提となる事項」との記載、「その理由」欄の「別記4該当」との記載及び欄外の「別記4 本件いじめ自殺事案に係る遺族とのやりとりをするに当たっての県内部での検討等に関する情報であり、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業において、事務又は事業の完了後に公になることがわかると、県民等との信頼関係が失われ、協力を得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書7の「検討案の前提となる事項」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(オ) 文書9の「文部科学省からの回答の一部」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「文部科学省からの回答の一部」との記載、「その理由」欄の「別記2該当」との記載及び欄外の「別記2 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、文部科学省に相談した際の情報であり、

これを公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないこととなってしまうことから、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書9の「文部科学省からの回答の一部」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(カ) 文書10の「相談結果」及び「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」並びに「遺族側への回答についての一部」

a 「相談結果」及び「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「相談結果」及び「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」との記載、「その理由」欄の「別記3該当」との記載並びに欄外の「別記3 本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、法的問題等を県顧問弁護士に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から顧問弁護士に相談する際に、率直な意見や、より踏み込んだ意見を得られないこととなってしまう、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、争訟に発展した場合には、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書10の「相談結果」及び「別紙1の顧問弁護士の案及びコメント」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

b 「遺族側への回答についての一部」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「遺族側への回答についての一部」との記載、「その理由」欄の「別記4該当」との記載及び欄外の「別記4 本件いじめ自殺事案に係る遺族とのやりとりをするに当たっての県内部での検討等に関する情報であり、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業において、事務又は事業の完了後に公になることがわかると、県民等との信頼関係が失われ、協力を得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条

第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書10の「遺族側の回答についての一部」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

(キ) 文書15の「他県の状況」

本件通知書4の(別紙)の表の「開示することができない部分の概要」欄の「他県の状況」との記載、「その理由」欄の「別記6該当」との記載及び欄外の「別記6 本件いじめ自殺事案に係る調査委員会の経費を積算するに当たって、外部には公にしないという前提の下、他県の状況を担当者から任意で提供された情報であって、これを公にすると、他県との信頼関係を失い、今後、他県から情報を得たいときに、必要な情報を直ちに得られなくなってしまい、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため。」との記載から、審査請求人において、条例第7条第6号に該当する理由を、その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって、文書15の「他県の状況」を不開示とすべき理由の付記は、不備ではないと判断する。

6 教示について

審査請求人は、本件処分1について、本件通知書1に審査請求を行うことができる旨の記載がなく、「教示の不備があるため、処分の取消しは免れない。」と主張しているので、以下教示について検討する。

行政不服審査法第82条においては、不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に不服申立てをすることができること等を教示しなければならない旨規定されている。

この点について、申請に応じて申請どおりの処分をする場合においては、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるため、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと解されている(一般財団法人行政管理研究センター編「逐条解説 行政不服審査法」370ページ)。

本件処分1は、審査請求人の開示請求に応じて、開示決定を行ったものであり、上記の「申請に応じて申請どおりの処分をする場合」に該当するから、教示を要する処分ではない。

よって、本件処分1に教示の不備があるとする審査請求人の主張は、失当

である。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

8 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和元年	7月	2日	諮問	受理
令和元年	9月	25日	審査	(令和元年度第1回審査会第一部会)
令和元年	10月	25日	審査	(令和元年度第2回審査会第一部会)
令和元年	12月	25日	審査	(令和元年度第3回審査会第一部会)
令和2年	1月	30日	審査	(令和元年度第4回審査会第一部会)
令和2年	2月	28日	審査	(令和元年度第5回審査会第一部会)

別表 1

	行政文書の名称
文書 1	法務相談票※平成 29 年 8 月 1 日分
文書 2	調査について（平成 29 年 8 月 9 日）※特定市との打合せ資料

別表 2

	行政文書の名称	不開示部分	不開示理由
文書 3	旅行命令票（平成 29 年 7 月 19 日）	職員番号	別記 1 該当
文書 4	業務報告（平成 29 年 7 月 20 日）	文部科学省の見解	別記 2 該当
文書 5	業務報告（平成 29 年 7 月 20 日）（その 2）	文部科学省の連絡事項の一部	別記 2 該当
文書 6	法務相談票・特定市中学生に係る遺族側からの申入れについての対応（案） ※平成 29 年 7 月 21 日分	①文部科学省の見解 ②検討案の前提となる事項	①別記 2 該当 ②別記 4 該当
文書 7	業務報告（平成 29 年 7 月 21 日）	①相談結果，文部科学省の見解 ②検討案の前提となる事項	①別記 2 該当 ②別記 4 該当
文書 8	旅行命令票（平成 29 年 7 月 21 日）	職員番号，自宅住所及び旅行経路の一部	別記 1 該当
文書 9	業務報告（平成 29 年 7 月 28 日）	文部科学省からの回答の一部	別記 2 該当
文書 10	業務報告（平成 29 年 8 月 1 日）	①相談結果，別紙 1 の顧問弁護士の案及びコメント ②遺族側への回答についての一部	①別記 3 該当 ②別記 4 該当
文書 11	旅行命令票（平成 29 年 8 月 1 日）	職員番号，自宅住所及び旅行経路の一部	別記 1 該当
文書 12	県民相談「特定市の虐めの放任について」（平成 29 年 8 月 16 日）	①職員のメールアドレスの一部，送信者の氏名及びメールアドレス ②問合せ内容	①別記 1 該当 ②別記 5 該当
文書 13	旅行命令票（遺族側との打合せ①）	職員番号，自宅住所及び旅行経路の一部	別記 1 該当
文書 14	旅行命令票（遺族側との打合せ②）	職員番号，自宅住所及び旅行経路の一部	別記 1 該当

文書 1 5	特定市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会に係る経費について	他県の状況	別記 6 該当
文書 1 6	旅行命令票（平成 29 年 9 月 22 日）	職員番号	別記 1 該当

○別記 1

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

○別記 2

本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、文部科学省に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から文部科学省に相談する際に、率直な意見やより踏み込んだ意見を得られないことになってしまうことから、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第 7 条第 6 号に該当するため。

○別記 3

32

本件いじめ自殺事案に係る県の調査事務について、法的問題等を県顧問弁護士に相談した際の情報であり、これを公にすると、今後、県から顧問弁護士に相談する際に、率直な意見や、より踏み込んだ意見を得られないこととなってしまう、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、争訟に発展した場合には、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当するため。

○別記 4

本件いじめ自殺事案に係る遺族とのやりとりをするに当たっての県内部での検討等に関する情報であり、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業において、事務又は事業の完了後に公になることがわかると、県民等との信頼関係が失われ、協力を得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 6 号に該当するため。

○別記 5

本件いじめ自殺事案に関して県に問い合わせを行った個人に関する情報であって、その内容は、個人の人格と密接に関係し、開示されることにより特定の個人を識別することはできないが、当該問合せを行った者の権利利益を害するおそれのある情報であるため、

条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

○別記6

本件いじめ自殺事案に係る調査委員会の経費を積算するに当たって、外部には公にしないという前提の下、他県の状況を担当者から任意で提供された情報であって、これを公にすると、他県との信頼関係を失い、今後、他県から情報を得たいときに、必要な情報を直ちに得られなくなってしまう、同種の県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため。

別表3

	行政文書の名称	不開示理由
文書17	申入書（平成29年7月11日）	別記1該当
文書18	意見書（平成29年7月21日）	別記1該当
文書19	橋本県知事宛て書簡（平成29年8月17日消印）	別記2該当
文書20	遺族側との打合せ①結果	別記1該当
文書21	遺族側との打合せ②結果及び資料	別記1該当
文書22	遺族側との協議結果（電話及びFAX）	別記1該当

○別記1

遺族及びその代理人とのやりとりに関する情報であり、これを公にすると、今後、県が県民等の協力を得て行う事務又は事業において、事務又は事業の完了後に公になることがわかると、協力を得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため。

○別記2

思想、信条等個人の内心や人格等と密接に関係する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。